

古文書と共に〔六〕

享保の改革とは八代將軍吉宗が行った質素儉約を旨とした幕府の制度改革である。歴史に疎い私がこのように答えられるようになったのはこの古文書のお陰である。それは御触書の写しと題され、享保年間の六つの触れが記載された古文書である。

歴史の教科書にもある目安箱、新田開発、上げ米の制などが書かれている。まさに享保の改革を代表する古文書である。こんなものが手に入るのか自分でも不思議である。古文書の教科書にでもしたい内容であるが残念ながら虫食いが多く読みづらい。上げ米の制は大名宛のものであるからその関係者が記録したものであろうがそれ以上のことは分からない。

吉宗は享保六年には清の聖祖康熙帝の六つの教諭を解説した六諭衍義（りくゆえんぎ）を荻生但來に訓読をつけさせ、同七年、室鳩巢に和訳させて六諭衍義大意と名づけて出版し、寺小屋の手本にさせた。以前にこの表題のある手書き文書を見たことがある。そのときはなんだか分からずに手に入れなかったことを少し後悔している。

このように知ると知らぬでは全く価値が違ってくる。古文書が只の紙切れになるか、歴史の証言者となるかはその古文書を持つ人の知識ひとつにかかってくるといつてよい。

御触書之写



八代將軍徳川吉宗

享保元年（一七一六年）第八代將軍に就任した。紀州藩主時代の藩政を幕政に反映させ、將軍家宣時代の正徳の治を改める幕政改革を実施。幕府権力の再興に務め、増税と質素儉約による幕政改革、新田開発など公共政策、公事方御定書の制定、市民の意見を取り入れるための目安箱の設置などの享保の改革を実行した。寛延四年（一七五一年）六月二十日に死去した。

享保六五年建日本橋御高札之写

式日 二日 十日 廿日

ちかき比度々所々江けミやう并住所等無之捨文
致法外之事共茂これ有り候由之評定所ニおゐて当
八月毎月二日十一日廿一日評定所外之腰かけの内ニ
箱出し置候間書付持参候もの右之箱へ可入申候刻
限之儀者風九つ時迄之内ニ差置へく候如此場所
定候上八外ニ捨て文いたし候もの取上なく候間右
之通一同ニ承知候ため此所に立置者也

享保六五年建日本橋御高札之写

式日 二日 十一日 廿一日

ちかき比度々所々江けミやう并住所等無之捨文

致法外之事共茂これ有り候由之評定所ニおゐて当

八月毎月二日十一日廿一日評定所外之腰かけの内ニ

箱出し置候間書付持参候もの右之箱へ可入申候刻

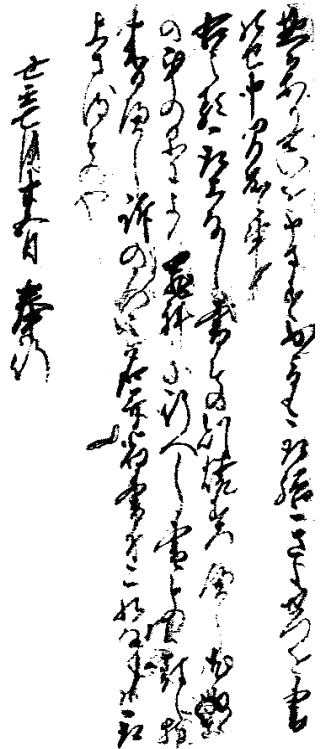
限之儀者風九つ時迄之内ニ差置へく候如此場所

定候上八外ニ捨て文いたし候もの取上なく候間右

之通一同ニ承知候ため此所に立置者也

一 御仕置筋之儀に付御為になるへき品候事
一 諸役人をはじめ私曲非分等これあるまじき事
一 訴訟有之時役人詮議とげず長々すておかんに
おいては直訴すへき旨相断直訴すへき事
一 自分為ニよろしき儀或ハ私のいこんを以人の悪
事申問敷事
一 何事によらず自分たしかに志らざるを人にたの
まれ直訴いたすまじき事
一 訴訟之儀ハ其筋々役所江未だ申出さるうちあるひは
未裁許済ざるうち両様申出ましく候事

一 御仕置筋之儀に付御為になるへき品候事
一 諸役人をはじめ私曲非分等これあるまじき事
一 訴訟有之時役人詮議とげず長々すておかんに
おいては直訴すへき旨相断直訴すへき事
一 自分為ニよろしき儀或ハ私のいこんを以人の悪
事申問敷事
一 何事によらず自分たしかに志らざるを人にたの
まれ直訴いたすまじき事
一 訴訟之儀ハ其筋々役所江未だ申出さるうちあるひは
未裁許済ざるうち両様申出ましく候事



一惣而ありていを申さす少二而取結ぎよせつを書のせ申間敷事

右之類取上なし、書もの即焼すつべし尤たくみの事の品により罪科に行へし書もの封し持来るへし訴の人之名并宿書付これなく八取上さるもの也

丑王七月廿五日 奉行

これは將軍吉宗のとき公示された目安箱の高札である。当時は単に箱といわれていたが、町民が直接幕府へ意見を進言できるように評定所に意見書を投函する箱が設けられたことを町民に周知したものである。徳川実紀にこのように記されている。

(有徳院殿御実紀の記述には)

(享保六年閏七月日本橋に高札を建つる。その文にいは。近き比幾度となく。所々に名もなき捨文して。さまさまの事申す者あり。よてこの八月より。月毎の二日。十一日。廿一日。評定所に匭函(はこ)を置く事とさだめらる。御政事に補益すべき事か。又は諸有司の私曲。姦邪のことあるか。獄訟留滞する事あらば。たゞちにうたふべき旨を。奉行所に申断り。匭中に投書すべし。うたふべき旨を。奉行所にいまだいひ出ず。あるは裁許のをはらざる間に申出べからず。みづからの利をもとめ。又は人に托せられなどして。事をたくみ。あらぬ事を書出しなどせば。その書を焼捨。品によりその者をめしとり。刑に行はるゝ事もあるべし。尤其書をば封固して。うたへ出るものゝ居望。姓名をも。つばらに注し出すべし。既にかく言路をひらかれし上は。うたふることあらば。はゞからずこれによりて聞え上べし。あらぬかたに。捨文などする事は禁すべしとなり。

(次の布令により実施された)

此度日本橋に高札相建て候。右の趣相心得、罷り在るべく候。右札に之有り候通り、直訴場も相極り候上は、此以後捨て文は勿論、外へ直訴致すまじき事

日本橋高札

お江戸日本橋といえは歌川広重の描いた東海道五十三次の浮世絵を思い浮かべるであろう。橋を渡る大名行列は印象に残るが、そこに高札が描かれているところに気づく人は少ないと思う。橋に向かって左側にある立て札がそれである。当時の日本橋を描いた絵をみると必ずこの高札も描かれており、日本橋といえは高札のある場所、高札場として知られていた。徳川幕府が農民や商人を取り締まる基本的なきまりを公示したものであり、寛政元年（一六六一）六月に幕府により高札が発布されたのを初めとして、明治六年二月まで使用されたという。

『御江戸名所方角書』（寛政五年再板西村至与八板）より

御江戸日本橋の風景（橋詰に高札が建っている）



御触書之写（新田開発一）

享保七年七月日本橋
御高札の写し

諸国御料所又ハ私領ト入組候場所ニモ新田可開場所出有之ハ其所之御代官地頭并百姓申談行も得心之上新田取立候仕形委細絵図書付に志るし

五畿内者 京都町奉行所西国中国筋八大坂町奉行所北国関八州者 江戸町奉行所江可願出候願人或八百姓をたまし或金元之者江巧を以て金銀等をむさほり仕候儀を専一二存偽を以申出ル者あらハ吟味之上相とがむるにて可有之候事

享保七寅年七月日本橋

御高札の写し

覚

諸国御料所又ハ私領ト入組候場所ニモ新田可開場所出有之ハ其所之御代官地頭并百姓申談行も得心之上新田取立候仕形委細絵図書付に志るし

五畿内者 京都町奉行所西国中国筋八大坂町奉行所北国関八州者 江戸町奉行所江可願出候願人或八百姓をたまし或金元之者江巧を以て金銀等をむさほり仕候儀を専一二存偽を以申出ル者あらハ吟味之上相とがむるにて可有之候事

御触書之写 (新田開発二)

一 惣而御代官申付候筋之儀 二 付納方之益にも不
相成下之却而難儀いたし候事 茂有之八可申出
併申立へきいはれも無之自分勝手ニよろしき
事願出においては取立無之候事
右之通可相心得者也
寅七月 奉行

一 惣而御代官申付候筋之儀 二 付納方之益にも不
相成下之却而難儀いたし候事 茂有之八可申出
併申立へきいはれも無之自分勝手ニよろしき
事願出においては取立無之候事
右之通可相心得者也
寅七月 奉行

享保七(一七二二)年七月二六日、幕府は新田開発奨励の高札を江戸日本橋のたもとにかかげた。これは明らかに、新田開発に江戸の豪商などの参加を求め、その財力をあてにしたものといえよう。その文面の要点を記すと、「諸国の幕府直轄領(御料所)、または、大名領(私領)と入り組んでいる場所でも、新田開発可能な地域があったなら、その所の幕府代官や地頭ならびに百姓と相談し、いずれも納得のうえで、どのように新田をとりたいるか、その方法やその地域のくわしい絵図を作成して、五畿内は京都町奉行所、西国・中国筋は大坂町奉行所、北国筋・関八州は江戸町奉行所へ願い出よ」(『御触書寛保集成』所収)

御触書之写 (上米の制一)

享保七(一七二二)年七月二六日、幕府は上米御書付之写
一 御旗本被召置候御家人御代々段々相増御蔵入
二 而先規方八多候得共御切米御扶持方茂其外表立候
御用筋々渡方二引合候得者畢竟年々不足之
事二候然共只今迄所々之御城米を廻され或ハ
御城金を以急を弁せられ彼是漸御取続候事二
候得共今年二至て御切米等も難相渡御仕置
筋之御用も御手支之事二候夫二付御代々御
沙汰茂無之事二候得共万石以上之面々米差
上候様二可被仰付思召無左候而者御家人数百人

享保七(一七二二)年七月二六日、幕府は上米御書付之写
一 御旗本被召置候御家人御代々段々相増御蔵入
二 而先規方八多候得共御切米御扶持方茂其外表立候
御用筋々渡方二引合候得者畢竟年々不足之
事二候然共只今迄所々之御城米を廻され或ハ
御城金を以急を弁せられ彼是漸御取続候事二
候得共今年二至て御切米等も難相渡御仕置
筋之御用も御手支之事二候夫二付御代々御
沙汰茂無之事二候得共万石以上之面々米差
上候様二可被仰付思召無左候而者御家人数百人

御触書之写 (上米の制一)

御触書之写 (上米の制一) の本文。縦書きの書体で、内容は上米の制に関する御触書の写である。

御扶持可被召放より外八無之候故不被顧御恥辱
被 仰出候高き万石二付米百石之積り可被差上
且又此間和泉守二被仰付候而随分遂詮議納方
之品或八新田等取立候儀申付候様二と事二候得
近年之内難相調可有之候条其内年々上米
可被仰付二て可有之候由之在江戸半年宛御充
被成候間緩々致休足候様二と被仰出候何茂在
府之儀二付而八江戸人多く候故通之思召茂有
えたる事二候間此己後在府之間も少キ儀候条
成へき程八人数可被相減候事

御触書之写 (上米の制三)

御触書之写 (上米の制三) の本文。縦書きの書体で、内容は上米の制に関する御触書の写である。

一 参勤御暇之儀只今迄外様四月御譜代
六月交代被仰付候得共向後者一同二三月中九月中
交代可被仰付候事
一 嫡子御暇被下候八其父在所到着已後六十日
過候而参府可致候事
一 在所又八居所有之面々幼少若年之者も
御暇被下間敷候併一年半八御暇格准し
候而御門番火之番等可被仰付候事
一 上米之儀大坂御蔵江成共当地御蔵江 (成共面々)

御触書之写 (上米の制四)

勝手次第上米高半分宛春秋両度 (可被相)

納候事

附米二而難成面々ハ金而茂□…□
を以可被相納候事

一当年者 上米半分之積り秋中可被相納候事

寅七月三日

上米の制

幕府財政が困難になってきた結果、旗本の俸給米にも不足を生じた。行政費にも事欠く状態で、現状のままでは御家人数百人の扶持を離さなくてはならないから、恥辱を忍んで、万石以上の者から高一万石について百石の米を差出させた。租税の増収方法や新田の取立なども行ったが、それは急の場には間に合わないから、その間上米を命じた。その代りとして、参観のために江戸に居る期間を半年宛免除することにした。また参観を免除されない者に対しても、老中等の意見によって一万石につき百石の割合の三分の一宛を差出すように命じた。

『徳川吉宗とその時代』辻達也著

この「上げ米」令は前代未聞の措置だっただけに、吉宗もかなり意を用いたようである。「左候ハねば、御家人之内、数百人御扶持召し放さるべきより外は無之候故、御恥辱を顧みられず仰せ出され候」と切々と訴えている。

この文章が学者たちの批判を招いた。室鳩巢は「御自身の御言にて、少御自慢の方に御座候」と報じ、「御恥辱をも顧みられず有之儀など、近頃不入御文体、後世の議論も生じ可申様に存候。御文盲ござなされ候故、只御質直に被思召まゝ治御調被遊たるもの」と批判している。

新井白石に至っては「天下の人恥辱を顧みず候やうになりゆき候ては、いかに可有之候やらむ。すべてこれらの事共おもひめぐらし候へば、物体なき事と、更にさらに夜もやすくまごろまれず候」と、悲憤の情を門弟に書き送っている。吉宗としては、なりふりかまわぬ措置だったのである。

享保七寅年御国役被 仰付候御書付

今度利根川江戸川鬼怒川小貝川通御普請
二付此入用八武蔵常陸上野下総江国役高掛候等
二候依之右入用金高之内拾分一八従公儀被
差加八候其時八右四ヶ国御料私領寺社領共八不口
高百石二付金貳分拾四匁八分宛村々方取立て当
十二月十日を限上納之筈二候間御代官伊原半左衛門
池田新兵衛方江可有御納候事

享保七寅年御国役被 仰付候御書付

覚

今度利根川江戸川鬼怒川小貝川通御普請
二付此入用八武蔵常陸上野下総江国役高掛候等
二候依之右入用金高之内拾分一八従公儀被
差加八候其時八右四ヶ国御料私領寺社領共八不口
高百石二付金貳分拾四匁八分宛村々方取立て当
十二月十日を限上納之筈二候間御代官伊原半左衛門
池田新兵衛方江可有御納候事

一寺社領口御料近所口其所支配之御代官江取
口私領近所其口領主地頭江取口御代官
并領主地頭よりは是又右両人之御代官江可有
御収候事
一致領高并込高八勿論都而其村之有高江口
候筈二候右高掛金納相濟候上二而口之領地高一村
限二別紙案文之通書付御勘定所江御差出
可有之候且又寺社之義同様之筈二候間其
領主地頭方吟味之上右寺社領高書加一同可有
御差出候事

一寺社領口御料近所口其所支配之御代官江取
口私領近所其口領主地頭江取口御代官
并領主地頭よりは是又右両人之御代官江可有
御収候事
一致領高并込高八勿論都而其村之有高江口
候筈二候右高掛金納相濟候上二而口之領地高一村
限二別紙案文之通書付御勘定所江御差出
可有之候且又寺社之義同様之筈二候間其
領主地頭方吟味之上右寺社領高書加一同可有
御差出候事

一打...
二...
三...
四...

水野伯耆守

大久保下野守
駒木根肥後守

杉原源左衛門
杉岡弥太郎

一 村々之高都合之場石江口の候場帖八何分と申

迄を書記厘毛八不及記候事

一 高掛金相納候八八御代官方請取手形取之領知

高書付二相誌御勘定書江御差出可有之

候事

以上

寅十月 水野伯耆守

大久保下野守

駒木根肥後守

寛播磨守

萩原源左衛門

杉岡弥太郎

辻六郎左衛門

国役普請

大河川の堤防や浚渫などの治水の普請のために行われる「国役普請」は享保五年(一七二〇年)に制度化された。二十万石以上の大名領の河川はその大名の普請とし、それ以外の国役指定の河川は、費用が一定額を超えた場合は幕府が十分の一を補助し、十分の九を流域の幕府領、私領、寺社領の区別なく石高に應じて国役金を割当て負担させた制度である。享保改革の一環として新田開発を促進するために行われたといわれる。

ここでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入用は武蔵、常陸、上野、下総に石高に應じて掛けることになっている。入用金高の内、十分一は公儀より差加えるが、残りは右四ヶ国の幕府領、私領、寺社領共に、高百石に付き金貳分十四匁八分ずつ、村々より取立て当(享保七年)十二月十日を期限内に上納せよ。御代官伊原半左衛門、池田新兵衛へ納めよ」となっている。

国役普請は幕府が全費用を立替えて行い、翌年幕府勘定所から「国役金賦課状」が各領主に通達される。秋の収穫期以降に幕府領代官が徴収し、「国役金受取状」が発給される。連名者は川通奉行、後の四川奉行である。

御触書之写（御尋之御書物）

享保七年正月從御公儀様御尋之御書物
 目録

新国史
 寛平御記
 律集解
 令抄
 貞觀式
 為政録
 本朝月令
 令集解
 類聚国史
 以上

本朝世紀
 延喜御記
 令
 弘仁式
 法曹類林
 風土記
 律
 類聚三代格

享保七寅年正月從御公儀様御尋之御書物

目録之写

目録

新国史	本朝世紀
寛平御記	延喜御記
律集解	令
令抄	弘仁式
貞觀式	法曹類林
為政録	風土記
本朝月令	律
令集解	類聚三代格
類聚国史	
以上	

紅葉山文庫（フリー百科事典『ウィキペディア』）

八代將軍徳川吉宗が就任すると、さっそく享保元年（一七一六年）六月には儒者林家に命じて書籍目録を提出させ、常に座右に置いて頻繁に文庫から書を借りたという。さらに、吉宗時代には寺社奉行配下青木昆陽による徳川家旧領の家蔵文書収集など、諸国に命じて集めさせた各地の古文書や、さらに長崎奉行に命じて輸入させた新刊の漢籍（地方志・医書・隨筆・詩文集）や、明末から清初にかけて隆盛した戯曲・通俗小説なども広く求め、収蔵させた。

東京大学史料編纂所報に、

享保七年には、幕府から佚書探訪の令が諸藩その他に伝達されて、諸向から献上のあったことは、近藤正斎の「好書故事」に要領よく紹介されているが、幕府書物方日記にも、その経過が時を逐い、具体的に記されている。この時の搜索書籍は、新国史・本朝世紀・寛平御記・延喜御記・律集解・令・令抄・弘仁式・貞觀式・法曹類林・為政録・風土記・本朝月令・律・令集解・類聚三代格・類聚国史である。

と一致する。ここには目録だけしか書かれていない。

享保十一年午人数改書上之御書付

覚

去ル丑年被差出候通諸国領知之百姓町人
社人男女僧尼等其外之者共迄不残今年
相改惣人数郡切ニ書記領分限ニ可被差出候
此度八田畑町歩被書出候ニ不及人数計書付
当四月方霜月迄之内勝手次第可被書出候
尤何月改何歳以上認め候と申譯書加可被
申候且又武家方之奉公人并又もの八書出ニ

享保十一年午人数御改書上之御書付

覚

去ル丑年被差出候通諸国領知之百姓町人
社人男女僧尼等其外之者共迄不残今年
相改惣人数郡切ニ書記領分限ニ可被差出候
此度八田畑町歩被書出候ニ不及人数計書付
当四月方霜月迄之内勝手次第可被書出候
尤何月改何歳以上認め候と申譯書加可被
申候且又武家方之奉公人并又もの八書出ニ

不及候事

右去丑年之通ニ相心得書付面々被差出候様
支配下江可被相触候己上
午七月

『徳川吉宗とその時代』辻達也著

数字的資料の記録のみならず、数的調査を諸方面に行う
ようになったのも、享保期の幕政の特色である。人口調査
としては、まず江戸の人口調査を行ったことが、竹中重栄
『享保通鑑』に載っている。

それによると調査は享保三（一七一八）年十二月、同六
年、同八年七月の記録がある。いずれも武家関係は除外し
た調査である。三年の調査は町奉行支配に限り、人口は十
五歳以上である。六年には祢宜・僧・山伏の人数と、住民
の宗派別の人数、それに町数・家数の他に寺数も載ってい
る。八年の調査では、宗派別の人数はないが、吉原の人数
が記され、また長寿者が載っている。三年と六年の数字に
は、一人一日米五合宛配給した場合の米の量が記してある
が、災害対策を念頭においてのことであろうか。

全国的調査はまず享保六年六月に指令された。それによ
ると幕領・私領の別なく、村々の田畑の面積、百姓・町人・
僧尼等の人数を郡毎に集計して、勘定所へ差し出せという
ことであった。しかしこの調査はあまりはかばかしく進ま
なかつたようで、同八年に繰り返し発令されている

園上御触書之写
去年御拳場之外八指飼場を始四月
朔日方七月晦日迄八玉込鉄炮御免にて猪鹿
猿等打殺筈二候其段口口被相触候処心得
違候所も有之候夏中鉄炮打ち不申趣二相
聞候只又冬二而も指飼場之外八日数廿日之
口是又鉄炮御免二候処に今おとし鉄炮
願候口去年御触書不致承知ものと相

出立御触書之写
寅十二月
御触書之写
去年御拳場之外八指飼場を始四月
朔日方七月晦日迄八玉込鉄炮御免にて猪鹿
猿等打殺筈二候其段口口被相触候処心得
違候所も有之候夏中鉄炮打ち不申趣二相
聞候只又冬二而も指飼場之外八日数廿日之
口是又鉄炮御免二候処に今おとし鉄炮
願候口去年御触書不致承知ものと相

聞候向後八いつれも玉込之筈二候おとし鉄
炮と申口八無之候此段弥無相違様夏中
慎入猪鹿猿可打殺旨在之被可相触
已上

寅十二月

「おとし鉄炮」(威し鉄砲)は鳥獸などをおどして追い払うた
めに撃つ空砲である。